

17 下馬場緑地環境保全地域



1 地域指定

- (1) 指定地域 鹿島神社周辺一帯（小川町）
- (2) 指 定 昭和57年3月25日（茨城県告示第437号）

2 保全計画の概要

(1) 指定理由

本地域は、下馬場集落内にあつて、シラカシ等の常緑樹、ケヤキ及びスギが、それぞれ大径木となつて混生し、樹勢良く生育しているまとまつた森林である。

常緑樹は、シラカシ、モチノキ、タブノキ、スダジイ、ヤブツバキ等の暖地性の樹木で、タブノキ、スダジイ、落葉樹のケヤキ等、樹齢100年以上と推定される大径木が多く、周辺の樹林に比して目立つた樹冠が特徴的である。

この常緑樹を好む南方系のアオスジアゲハやクロアゲハ等のアゲハチョウ類、コミスジ、ルリタテハ、アカタテハ等のタテハチョウ類やトンボ類が豊富に生息する等良好な自然環境を維持しているので、保全する必要がある。

このため、本地域は茨城県自然環境保全条例第10条第1項第1号に規定する「樹林地が集落地周辺と一体となつて良好な自然環境を形成している区域」に該当する。

(2) 自然環境の概要

ア 植 生

シラカシ、モチノキ、タブノキ、スダジイ、ヤブツバキの常緑樹に、スギ、ケヤキが混生している。

林内には、ヤブツバキ、シラカシ、ムラサキシキブ、アオキ、スダジイ、サンショウが生育し、林床には、テイカカズラ、ガマズミ、ヤブツバキ、コウヤボウキ、ヤブコウジ、アオキ、ミズヒキ、オカトラノオ、ツタウルシが見られる。

特に、上層木は100年以上を経た大径木が多く、周辺地域に見られない特徴を持っている。

この地域の北側にスギ、ヒノキが植林され、林内にはタブノキ、アオキ、ヒサカキ、サンショウ、ガマズミ、シラカシ、カヤ、エノキ、ムラサキシキブ、林床に、クサイチゴ、テイカカズラ、オカメザサ、チヂミザサ、スイカズラ、ミズヒキ、ホウチャクソウ、ベニシダ、ヤマユリ等が生育している。

イ 野生動物

常緑樹を好む南方系のアオスジアゲハが生息しているほかにクロアゲハ、カラスアゲハ等のアゲハチョウ類、コムスジ、ルリタテハ、アカタテハ等のタテハチョウ類、セセリチョウ、シロチョウ、シジミチョウ、ジャノメチョウ等種類も多く豊富に見られる。

また、アジアイトトンボ、ウチワヤンマ、シオカラトンボ、ナツアカネ、アキアカネ、マユタテアカネ等のトンボ類、昆虫類も数多く見られる。

さらに、人家に近いことから、コジュケイ、キジバト、ヒバリ、セグロセキレイ、ハクセキレイ、ヒヨドリ、モズ、ウグイス、ホオジロ、カケス、オナガ、渡り鳥のジョウビタキ、ツグミも多数確認されている。

(3) 自然環境の保全に関する基本的事項

本地域は、シラカシ、タブノキ、スダジイ等の常緑樹とケヤキ、スギが樹齢100年以上と推定される大径木となって樹勢良く生育し、周辺の平坦な部に存在する森林として目立った樹冠を形成し特異性を有している。

また、南方系のアオスジアゲハがよく見られるほかに、多くの種類のチョウが数多く生息し、昆虫類や野鳥も数多く見られる等、うっそうとした森林とともに、良好な自然環境を形成しており、これらの動植物を維持するため、自然環境の保全を図る。このため、保全に必要な規制は条例の定めにより行う。

(4) 保全施設に関する方針

巡視歩道、標識、廃棄物処理施設、植生復元施設、病虫害防除施設、給餌施設、養殖施設等を必要に応じて設ける。

3 地区の指定に関する事項

本地域の区域は次のとおりとする。

単位：ヘクタール

名称	位置及び区域	面積	土地の所有別面積	摘要
下馬場緑地 環境保全地域	東茨城郡小川町大字下馬場の一部 (別図のとおり)	0.90	民有地 0.90	

総括表

単位：ヘクタール

区分	内訳			計
	国有地	公有地	民有地	
土地所有別面積	0	0	0.90	0.90

(面積は図上測定による概算値)

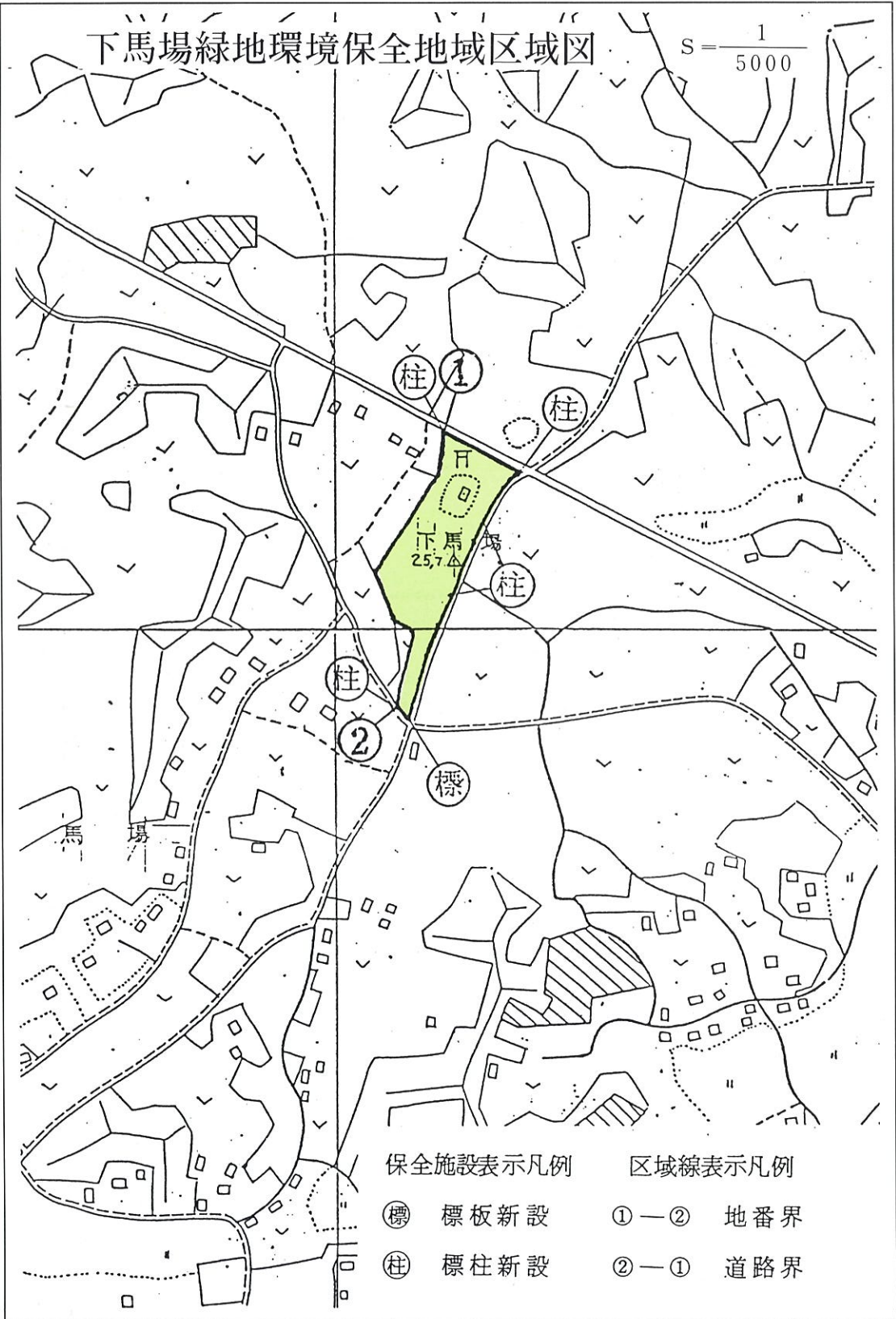
下馬場緑地環境保全地域位置図

S = $\frac{1}{50000}$



下馬場緑地環境保全地域区域図

S = $\frac{1}{5000}$



保全施設表示凡例

区域線表示凡例

⊙ 標板新設

①—② 地番界

⊙ 標柱新設

②—① 道路界